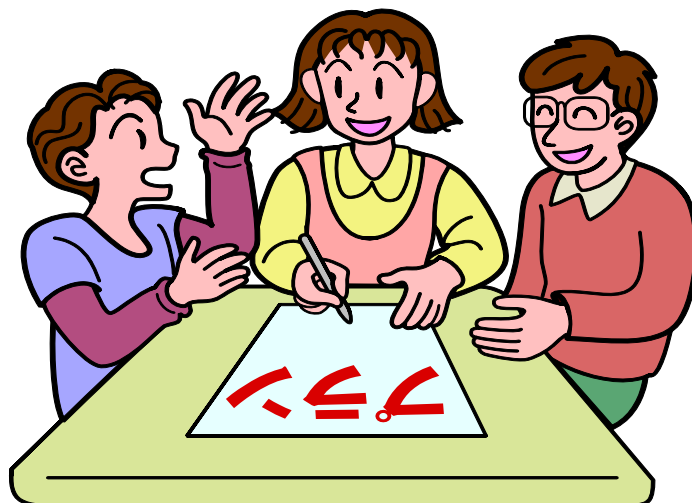


田尻福祉会 居宅介護支援事業 スキップケアプランセンター

重要事項説明書



□ サービスの受付・相談窓口

電話 0229-38-1253

営業時間 午前8時30分～午後5時30分
(緊急時 24 時間連絡可能)

田尻福祉会居宅介護支援事業 『スキップケアプランセンター』

〒989-4413

宮城県大崎市田尻通木字中崎東10-1

大崎市田尻スキップセンター内 TEL0229-38-1253 Fax0229-38-1279

様

居宅介護支援を受ける皆様へ

田尻福祉会の居宅介護支援には、次のような特徴があります。

- 1 相談、ケアプラン作成を受ける場合には、ケアマネジャーが尋ねることに答えていただくことにより、よりよいケアプラン作成やサービスが受けられます。
- 2 私たちケアマネジャーは、必ず皆さんの同意を得て、問題の解決方法についての手だてを考え、それが実際になされるよう支援します。
- 3 今後困ったときの相談は、ケアマネジャーがいつも相談にのります。また、相談を受ける際には、次のようなこともできます。
 - (1) 尋ねられたことに答えることを拒否しても、知りたいサービスや複数事業所の情報は提供してくれます。また、ケアプランに位置づけた居宅サービス事業所の選定理由を求めることは可能です。
 - (2) 相談の中でどのようなことを決定するにしても、あらかじめあなたからの了解を受けることとなります。
 - (3) 相談の中で話し合った内容については、あなたからの了解なしに外部に勝手に漏らすことは絶対ありません。
 - (4) このサービスは、あなたがやめたければ、事業所に対し文書で通知することによっていつでもやめることができます。

居宅介護支援の目的や相談者の責任・権利について説明しましたが、何か不明のことがありましたら、どんな質問でもお答えしますので、何なりとお申し付けください。

□ 事業者の理念

- ・ 利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者の心身の状況、置かれている環境及びその家族の希望等を考慮し、その人らしさを生かし公正中立な立ち位置で居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

□ 事業所の概要

- ・ 居宅介護支援事業者の指定番号及び事業の実施地域

事業所名	居宅介護支援事業スキップケアプランセンター
所在地	宮城県大崎市田尻通木字中崎東10番地1
介護指定番号	指定居宅介護支援 宮城県 0471500868
通常の事業実施地域	大崎市の一部（田尻地域、古川地域）美里町の一部（小牛田地域）、涌谷町の一部（涌谷町北西部地域）、栗原市の一部（高清水地域、瀬峰地域）

- ・ 職員体制

	資格	業務内容	計（常勤）
管理者		総括、管理	1名（兼務）
介護支援専門員	社会福祉士・介護福祉士	居宅介護支援（ケアマネジメント）	4名以上
居宅サービス事業事務		事務全般	1名以上

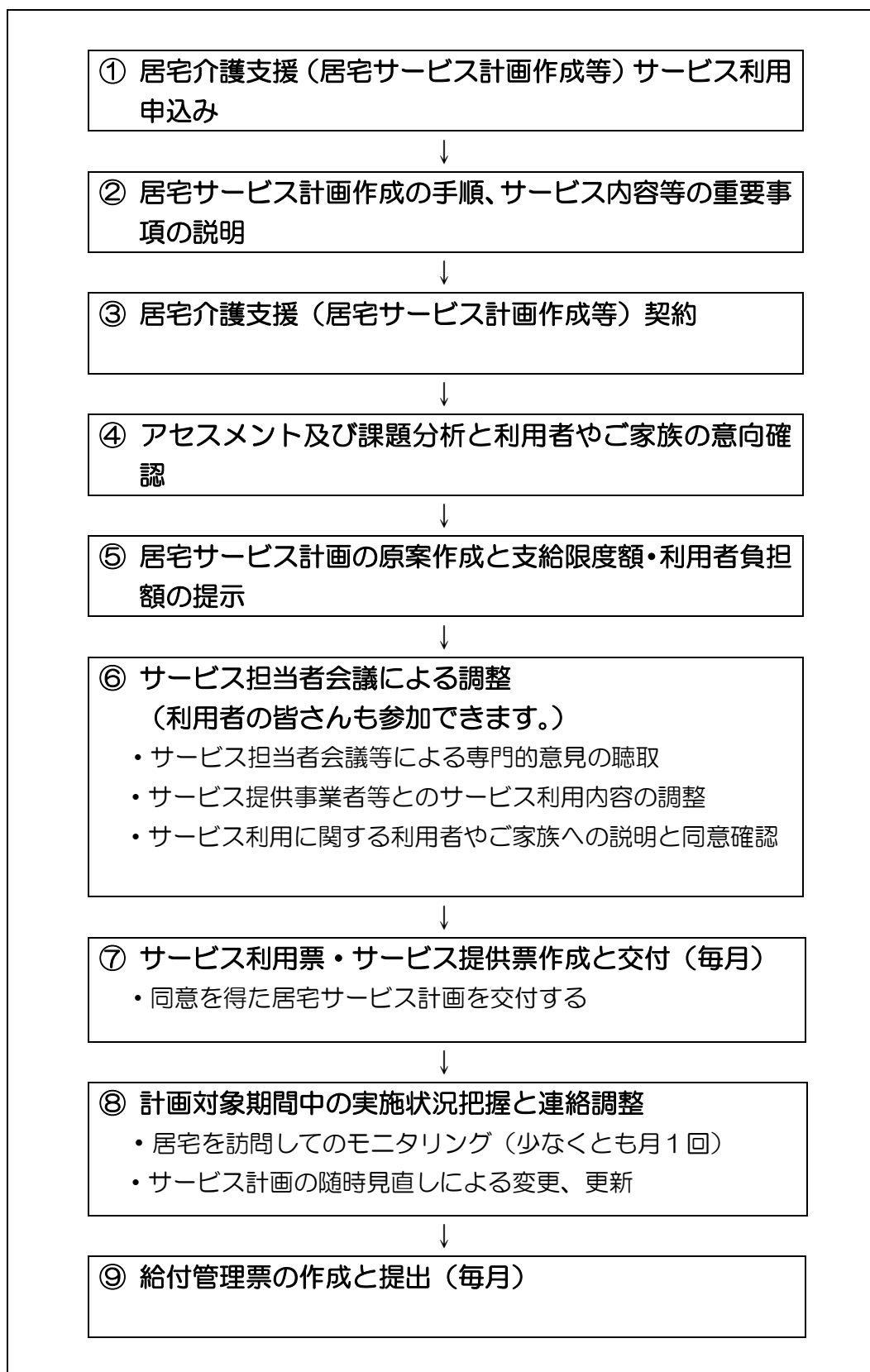
※ 介護支援専門員1人あたり、介護予防利用者を含め45件以下とする。（介護予防に係る利用者の数は、当該件数に1/3を乗じて得た件数で算定する）

- ・ 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日及び国民の祝日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	日曜日、年始（1月1日～1月3日）

※ 24時間連絡の取れる体制をとっています。

□ 居宅介護支援の流れ



□ 利用料金

基本的に要介護認定を受けられた方々のケアプラン作成費用は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき介護報酬で示された額は自己負担となります。

なお、当事業者からの提供証明書を発行いたしますので、提供証明書を後日、住所をおいている市町村の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

※ 下記、居宅介護支援利用料は再度改定毎に変わる事があります。

(1) 居宅介護支援利用料

① 居宅介護支援費および介護予防支援費

□ 取扱件数が44未満

	介護予防	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅介護支援費Ⅰ(ii)	4,420円	10,860円	10,860円	14,110円	14,110円	14,110円

② 各種加算

- ・特定事業所加算(Ⅱ) 4,210円/月
- ・特定事業所加算(Ⅲ) 3,230円/月
- ・初回加算 3,000円/月
- ・入院時情報連携加算(Ⅰ) 2,500円/月
- ・入院時情報連携加算(Ⅱ) 2,000円/月
- ・緊急時等居宅ケア連携加算 2,000円/回
- ・特定事業所医療介護連携加算 1,250円/回
- ・退院退所加算(Ⅰ)イ 4,500円/回
- ※入院期間中は3回まで算定可
- ※初回加算を算定する場合は算定不可
- ・ターミナルケア加算 4,000円/月
- ・退院時情報連携加算 5,000円/月
- ・同一建物ケアマネジメント減算 5%

※1月2回を限度とする。

(2) 交通費

通常の事業の実施区域を越えてサービスを行う場合、利用者の方々には下記の交通費の実費を必要とします。

- ・通常の事業の実施区域を超えてから片道20km未満 400円
- ・通常の事業の実施区域を超えてから片道20km以上 1,000円

(3) 利用者の都合により解約した場合、下記の料金をいただく場合があります。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	居宅サービス計画作成費の30%の料金
----------------------------	--------------------

□ 事業者の特徴

(1) 運営方針

保健・医療・福祉の複合施設大崎市田尻スキップセンターをベースに、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、市の福祉部門、健康増進部門、医療機関及び他の事業者との連携の下、利用者はもとより、介護家族の健康管理まできめ細かなサービスを一元的に提供いたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 誠実な介護支援専門員を配置し、利用者のニーズに沿った公正中立なケアマネジメントを提供してまいります。
- ② 最新の居宅介護支援システムの導入および、アセスメントシートを使い、利用者に合わせて解決すべき課題の把握に努めるとともに、利用者を訪問し、ケアプランの見直しや指定居宅サービス等の実施状況把握と連絡調整を行います。
- ③ サービス担当者会議を招集し、利用者の状況把握、指定居宅サービス等の実施状況管理に努めます。

□ 緊急時の対応方法

居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医、救急隊、親族等に連絡する等の措置を講じます。

主治医	病院名 主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名 (続柄)	()
	連絡先	

□ 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めています。

虐待防止に関する責任者

虐待防止総括責任者	
-----------	--

□ サービス内容に関する苦情

① 当事業所のお客様の相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援/居宅介護予防支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 居宅介護支援事業スキップケアプランセンター
主任介護支援専門員

電話 0229-38-1253

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当 ・大崎市役所 田尻総合支所市民福祉課

電話 0229-38-1155

・美里町役場 美里町長寿支援課(美里町健康福祉センターさるびあ館内)

電話 0229-32-2941

・涌谷町役場 涌谷町福祉課

電話 0229-43-5111

・栗原市役所 介護福祉課

電話 0228-22-1350

・宮城県国民健康保険団体連合会 苦情相談係

電話 022-222-77

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 大崎市田尻通木字中崎東 10 番地 1

名称 居宅介護支援事業スキップケアプランセンター

説明者 介護支援専門員 _____ 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印

